

韓国知的財産ニュース 2025 年 9 月前期

(No. 540)

発行年月日：2025 年 10 月 1 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、9 月 1 日から 15 日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

法律、制度関連

- 1－1 【立法予告】「特許権等の登録令施行規則」の一部改正令案（特許庁公告第 2025－208 号）
- 1－2 【法案提出】商標法の一部改正法律案（議案番号：2212791）
- 1－3 【法案提出】法院組織法の一部改正法律案（議案番号：2212851）
- 1－4 【法案提出】産業財産情報の管理及び活用促進に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2212905）
- 1－5 【法案提出】発明振興法の一部改正法律案（議案番号：2212907）
- 1－6 【法案提出】政府組織法の一部改正法律案（議案番号：2212965）

関係機関の動き

- 2－1 知財基盤「真の成長」に向け 2026 年度韓国特許庁予算 7,248 億ウォン編成
- 2－2 韓国・ASEAN、「知財協力共同宣言文」を採択
- 2－3 韓国特許庁、ASEAN10 か国と「知財シンポジウム」を開催
- 2－4 韓国特許庁、ASEAN8 か国とバイ会合を開催
- 2－5 韓国特許庁と海洋水産部、「K－水産食品ブランドの保護に向けた協議体会議」を実施
- 2－6 韓国特許庁、バイオ系中小企業と輸出保護に向けた懇談会を実施
- 2－7 韓国特許庁、「2025 年部処横断型公共技術の移転・事業化ロードショー」を開催
- 2－8 韓国特許庁、K－ファッションの輸出活性化に向け企業と意見交換を実施
- 2－9 韓国特許庁、知財情報検索サービス KIPRIS のユーザーと懇談会を実施
- 2－10 韓国特許庁、医療機器分野の特許競争力強化に向けた懇談会を実施
- 2－11 韓国特許庁と在外同胞庁、「営業秘密原本証明書」についてアポストイーユ認証を開始

- 2-12 国際知識財産研修院、「韓-WIPO-UNESCO 女性科学者知財リーダーシップコース」を実施

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 韓国特許庁、女性による意匠出願が 25 年間 5 倍増

その他一般

- 5-1 韓国特許庁、「2025 年下半年弁理士実務修習集合教育」の参加者を募集

法律、制度関連

1-1 【立法予告】「特許権等の登録令施行規則」の一部改正令案（特許庁公告第 2025-208 号）

電子官報（2025.9.2.）

特許庁公告第 2025-208 号

「特許権等の登録令施行規則」の一部改正令案を立法予告するに当たり、その理由と主要内容を国民に予め知らせ、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第 41 条に基づいて次のとおり公告します。

2025 年 9 月 2 日

特許庁長

「特許権等の登録令施行規則」の一部改正令案の立法予告

1. 改正理由及び主要内容

正当な権利者による意匠登録の移転請求制度の導入等について定める「デザイン保護法」が改正（法律第 20962 号、2025 年 5 月 27 日公布、2025 年 11 月 28 日施行）されることにより、これに必要な手続きと書式を見直す目的である。

合わせて、出願人の不便を解消するために削除される部分デザインの項目に関する登録原簿上の記載事項を見直し、発明の実施類型に追加された「輸出」を記載要領の例とし

て追加し、国際デザインの登録原簿の記載事項の中「デザイン」登録番号と規定しているところを「国際」登録番号に訂正する目的である。

2. 意見提出

この改正案について意見がある機関・団体又は個人は2025年10月13日までに国民参加立法センター (<https://opinion.lawmaking.go.kr>) にて意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長（宛先：産業財産登録課長）に提出してください。

- イ. 予告事項について賛成又は反対の意見（反対の場合、その理由を含む）
- ロ. 氏名（機関・団体の場合は、その名称と代表者名）、住所及び電話番号
- ハ. その他参考事項

※送り先

◇大田広域市西区庁舎路 189 大田政府庁舎特許庁産業財産登録課 4 棟 1605 号 (〒35208)
電子郵便：sophyail3@korea.kr
Fax：(042) 472-3467

3. その他事項

その他詳細については特許庁ホームページ (<https://www.kipo.go.kr>) 「冊子/統計＞法令及び条約＞立法予告」をご参照ください。または、特許庁産業財産登録課（電話：(042) 481-5233）にお問い合わせください。

1－2 【法案提出】商標法の一部改正法律案（議案番号：2212791）

議案情報システム（2025.9.8.）

議案番号：2212791

提案日：2025年9月8日

提案者：ソ・ワンジン議員（祖国革新党）外10人

提案理由及び主要内容

最近、いわゆる「コラボ」製品が市場で人気を集めており、商標専用使用権を設定する事例が増えている。しかし、現行の商標法では契約更新に関する規定が不在するため、専用使用権者はあらゆる投資や取り組みにもかかわらず、法律上弱い立場になる恐れがある。

国会の国政調査でも「コムピョ（熊標）ビール」の事例が指摘されたことがある。専用事業権者はコラボ製品の価値を高めるために資本やアイデアを投じたが、商標権者が契

約を更新しないとし、その過程の中で専用使用権者の営業秘密が第三者に伝わったという疑惑があった。このように商標の共同的発展に寄与した専用使用権者が契約更新を進める中で正当に対抗する権利もなく、交渉力のバランスを取れない問題は制度的に見直す必要がある。

従って、商標権者が一定要件の下、専用使用権者による契約更新の要求を正当な事由なしに拒むことを防ぎ、更新を拒絶した際にはその事由を書面により通知するようにし、更新の要求への応答がない場合には従来の条件と同一な内容で契約が更新されたこととみなすことで、商標の共同的発展に寄与した専用使用権者の地位を一定部分制度的に保護し、バランスの取れた交渉力を図る目的である（案第95条の2の新設）。

法律第 号

商標法の一部改正法律案

商標法の一部を次のように改正する。

第95条の2を次のように新設する。

第95条の2（専用使用権の設定契約の更新）①商標権者は専用使用権者が専用使用権の設定契約の満了前の180日から90日の間に契約の更新を要求する場合、正当な事由なくこれを拒絶してはならない。但し、次の各号のいずれかに該当する場合にはその限りではない。

1. 専用使用権者の重大な契約の不履行等により商標権者が専用使用権の設定契約を更新することが難しい場合
2. 商標権の専用使用権の設定契約に通常適用される契約条件や営業方針を専用使用権者が受諾しない場合
3. 商標権者が契約期間の間、当該商標に関する営業の持続を中断するか、営業方針を変更して専用使用権の設定契約を更新することが難しい場合
4. その他商標権者が専用使用権の設定契約を更新することが難しい事由であって大統領令で定める事由に該当する場合

②第1項に基づく専用使用権者の契約更新要求権は最初の契約期間を含む全体の専用使用権の設定契約期間が6年を超過しない範囲内で行使することができる。

③商標権者は計契約期間6年を超過する専用使用権者が専用使用権の設定契約の更新を要求する場合には専用使用権者の地位保護等を考慮して契約の更新のために努力しなければならない。

④商標権者は第1項に基づく更新の要求を拒絶する場合にはその要求を受けた日から15日以内に専用使用権者に対し拒絶の事由を書いて書面で通知しなければならない。

⑤商標権者が第4項に基づく拒絶の通知をしないか、契約期間の満了前の180日から90

日までの間に専用使用権に対し契約条件の変更に関する通知や契約を更新しないとの事実の通知を書面でしなかった場合には、契約満了前の契約と同じ条件で再び契約を締結したものとみなす。但し、専用使用権者が契約が満了する日の60日の前までに異議を申し立てるか、商標権者又は専用使用権に天災地変若しくはその他大統領令で定めるやむを得ない事由があった場合にはその限りではない。

附 則

第1条（施行日） この法律は、公布後6月が経過した日から施行する。

第2条（専用使用権の設定契約の更新に関する適用例） 第95条の2の改正規定は同法施行以降締結若しくは更新される専用使用権の設定契約に適用する。

1－3 【法案提出】 法院組織法の一部改正法律案（議案番号：2212851）

議案情報システム（2025. 9. 10.）

議案番号：2212851

提案日：2025年9月10日

提案者：パク・ボムゲ議員（共に民主党）外11人

提案理由

先端技術の保護が国家安保レベルの課題に昇格されたことにより、技術流出・侵害について専門性のある法院（裁判所）において迅速かつ正確な処理と一貫性のある判決が求められている。しかし、現行の知識財産訴訟の管轄集中は特許権、実用新案権、デザイン権、商標権、品種保護権に関する民事本案訴訟の控訴審事件に限って適用されている。反面、知財権民事仮処分事件、知識財産刑事訴訟と知識財産侵害に対する貿易委の処分及び特許庁行政処分に対する行政訴訟は、特許法院に管轄が集中されておらず、専門的で一貫性のある紛争解決には限界があるとの問題が提起されている。

従って、先端技術の保護体系を強化し、技術流出及び知識財産侵害による被害に対する迅速かつ正確な処理と一貫性のある判決を行うために、知識財産を専門的に取り扱う法院である特許法院が中心となる知財訴訟の控訴審管轄集中等、知財訴訟管轄制度を改善するために「法院組織法」を見直す目的である。

主要内容

イ. 知識財産民事本案訴訟の控訴審、民事仮処分事件の抗告審の管轄を全て特許法院に集中させる一方、民事本案訴訟の控訴審の管轄集中は「民事訴訟法」第24条第1項各号（議案番号2212855、民事訴訟法の一部改正法律案の新設）による「特許法」、「実用

新案法」、「デザイン保護法」、「商標法」、「植物新品種保護法」、「半導体集積回路の配置設計に関する法律」、「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」、「産業技術の流出防止及び保護に関する法律」等、産業財産及び技術安全保障に関する8つの法律の知識財産権等を対象とし、民事仮処分事件の抗告審の管轄集中は、民事執行法第303条第2項（議案番号2212853、民事執行法の一部改正法律案の新設）による事件の抗告事件を対象とする（案第28条、案第28条の4第2号・第3号及び案第32条第2項）。

- ロ．刑事訴訟については「刑事訴訟法」第4条の2各号（議案番号2212854、刑事訴訟法の一部改正法律案の新設）違反事件の控訴又は抗告事件の管轄を特許法院に集中させる一方、「刑事訴訟法」第4条の2（議案番号2212854、刑事訴訟法の一部改正法律案の新設）による裁判所（重複官割法院であると認められるソウル中央地方法院と大田（テジョン）地方法院）以外の法院（現行「刑事訴訟法」第4条に基づく土地管轄法院）で裁判した事件の控訴又は抗告事件については「刑事訴訟法」第8条第5項（議案番号2212854、刑事訴訟法の一部改正法律案の新設）により被告人の意見を聞いて移送された事件に限り特許法院に集中して処理する（案第28条、案第28条の4第4号及び案第32条第2項）。
- ハ．知識財産に関する行政訴訟であって「不公正貿易行為の調査及び産業被害救済に関する法律」に基づく貿易委員会による知識財産侵害行為に対する調査事件と、「特許法」、「実用新案法」、「デザイン保護法」、「商標法」及びこれらの法律に基づく命令により特許庁長又は特許審判院長がした処分に対する行政訴訟の控訴審についても特許法院に集中して処理する（案第28条、案第28条の4第5号及び第6号、案第32条第2項等）。

参考事項

この法律はパク・ボムゲ議員が代表発議した「民事訴訟法の一部改正法律案」（議案番号第12855号）、キム・ジョンジェ議員が代表発議した「民事執行法の一部改正法律案」（議案番号第12853号）及び「刑事訴訟法の一部改正法律案」（議案番号第12854号）の議決を前提とするものであることから、同法案が議決されないか、修正議決される場合は、これに合わせて調整されるべきである。

法律第 号

法院組織法の一部改正法律案

法院組織法の一部を次のように改正する。

第28条各号外の部分の但し書の中「第28条の4第2号」を「第28条の4第2号から第7号まで」にする。

第28条の3第2項中「第27条第3項」を「第27条第3項及び第4項」にする。

第28条の4第2号の中「第24条第2項及び第3項」を「第24条第1項及び第2項」にし、同条第3号を第7号にし、第3号から第6号までをそれぞれ次のように新設する。

3. 「民事執行法」第303条第2項に基づく事件の抗告事件
4. 「刑事訴訟法」第4条の2に基づく知識財産権等事件の控訴又は抗告事件（但し、「刑事訴訟法」第4条の2に基づく法院以外の法院で裁判した事件の控訴又は抗告事件は「刑事訴訟法」第8条第5項により移送された事件に限る）
5. 「特許庁」、「実用新案法」、「商標法」及び「デザイン保護法」（以下、「産業財産権法」とする）及び産業財産権法に基づく命令により特許庁長又は特許審判院長がした処分に対する行政訴訟事件の控訴事件
6. 「不公正貿易行為の調査及び産業被害救済に関する法律」（以下、「不公正貿易調査法」とする）第14条第3項に基づく行政訴訟事件の控訴事件の中、不公正貿易調査法第4条第1項第1号に該当する行為に対する調査事件

第32条第2項但し書の中「第28条の4第2号」を「第28条の4第2号から第7号まで」にする。

附 則

この法律は、公布後6月が経過した日から施行する。

1－4 【法案提出】産業財産情報の管理及び活用促進に関する法律の一部改正法律案
(議案番号：2212905)

議案情報システム (2025. 9. 10.)

議案番号：2212905

提案日：2025年9月11日

提案者：チャン・チョルミン議員（共に民主党）外9人

提案理由及び主要内容

韓国特許技術振興院は産業財産にかかる審査の初期段階である分類及び先行技術調査にかかる業務を遂行し、政府や企業等に産業財産情報を基に調査・分析・評価・コンサルティングサービスを提供する特許庁傘下の公共機関である。

しかし、韓国特許技術振興院は明確な法的根拠なく「民法」上、財団法人として設立・運営しているため、業務を安定的・持続的に遂行するには限界があるとの指摘が提起されている。

従って、韓国特許技術振興院の設立及び運営に関する根拠を定めることで、産業財産にかかる審査行政への支援業務の安定的な遂行に向けた基盤をつくり、産業財産情報の活

用・拡散を促す目的である（案第25条の2の新設等）。

法律第 号

産業財産情報の管理及び活用促進に関する法律の一部改正法律案

産業財産情報の管理及び活用促進に関する法律の一部を次のように改正する。

第4章に第25条の2を次のように新設する。

第25条の2（韓国特許技術振興院の設立等）①産業財産にかかる審査行政及び産業財産情報の活用に関する事業を効率的に支援するために韓国特許技術振興院（以下、「振興院」とする）を設立する。

②振興院は法人とする。

③振興院はその拠点となる事務所の所在地において設立登記をすることで成立する。

④振興院は次の各号の事業を行う。

1. 産業財産にかかる審査への支援
2. 産業財産にかかる国内・外の先行技術調査及び分析
3. 産業財産の分類及び分類に関する国内・外の協力
4. 国家安全保障に関する産業財産情報の調査・分析
5. その他産業財産にかかる審査行政及び情報活用と関連して特許庁長が委託する業務

⑤振興院は第4項に基づく事業の遂行に必要な財源を調達するために大統領令で定める収益事業をすることができる。

⑥政府は予算の範囲で振興院に対し事業費と運営に必要な経費を支援することができる。

⑦同法に基づく振興院ではない者は韓国特許技術振興院又はこれと類似する名称を使用することができない。

⑧振興院に関して同法又は「公共機関の運営に関する法律」で定める事項外には「民法」の中の財団法人に関する規定を準用する。

⑨特許庁長は振興院の業務を指導・監督する。

第26条第1項中「戦略院又は」を「戦略院、振興院又は」にする。

第27条第5号を第6号に改め、道場に第5号を次のように新設する。

5. 振興院

第31条第1項に第4号を次のように新設する。

4. 第25条の2第7項を違反して韓国特許技術振興院又はこれと類似する名称を使用した者

附 則

第1条（施行日） この法律は、公布後6月が経過した日から施行する。

第2条（韓国特許技術振興院の設立に関する経過措置）①同法施行当時「民法」第32条に基づき設立された財団法人韓国特許技術振興院がその地位の承継に関して理事会による議決を経て特許庁長からの認可を受けて設立登記をした場合には第25条の2に基づき設立された振興院とみなす。この場合、財団法人韓国特許技術振興院は「民法」中、法人の解散及び清算に関する規定にもかかわらず、解散されたこととみなす。

②財団法人韓国特許技術振興院の財産と権利・義務は振興院の財産と権利・義務とみなし、その財産の権利・義務に関する登記簿とその他の公簿に表示された財団法人韓国特許技術振興院の名義は振興院の名義とみなす。

③振興院の財産とみなす財産の価額は第1項に基づく設立登記日の前日の帳簿価額とする。

④同法施行前に財団法人韓国特許技術振興院が行った行為は振興院が行った行為であって、財団法人韓国特許技術振興院に対し行った行為は振興院に対し行った行為とみなす。

⑤同法施行当時、財団法人韓国特許技術振興院の役員・職員は振興院の役員・職員として選任又は任命されたこととみなす。この場合、役員の任期は財団法人韓国特許技術振興院の定款による任期の残りの期間とする。

⑥同法施行当時、財団法人韓国特許技術振興院に対し企画財政部長官が「公共機関の運営に関する法律」に基づき公共機関に指定したものは振興院に対し指定したものとみなす。

1－5 【法案提出】 発明振興法の一部改正法律案（議案番号：2212907）

議案情報システム（2025.9.11.）

議案番号：2212907

提案日：2025年9月11日

提案者：キム・ジョンミン議員（無所属）外9人

提案理由

韓国における特許出願の8割以上は職務発明によるものであり、現行法は職務発明を奨励するために支援施策を策定するように規定し、従業員が特許権等の権利を使用者に承継するか、専用実施権を設定した場合には正当な報奨を受けるように定めている。

しかし、現行法上、職務発明に関する権利承継及び報奨に関する規定が不十分であるため、職務発明の権利承継の有無が確定する前に従業員が第三者に職務発明に関する権利

を譲渡するか、使用者が職務発明に対する報奨を回避する等、様々な問題が発生している。また、これによる紛争が増加しているにもかかわらず、従業員が使用者に対し職務発明審議委員会の構成及び審議を要求できる期間が短すぎるため、実効性が低いとの指摘が提起されている。

従って、職務発明に関する規定を補完することで、使用者と従業員との権利関係を明確にし、職務発明に対する報奨と紛争解決の実効性を高めて職務発明の活性化を図る目的である。

主要内容

- イ．特許庁長に対し職務発明の現況等に関する実態調査を毎年実施するよう規定する（案第11条の3の新設）。
- ロ．職務発明の権利承継の有無が確定する前に従業員等が職務発明を自分の名義で出願するか、職務発明に対する権利を第三者に譲渡してはならない（案第13条第4項の新設）。
- ハ．従業員等が故意又は重大な過失により職務発明が完成したとの事実を使用者等に通知しないか、職務発明の権利承継の有無が確定する前に職務発明を自分の名義で出願又は職務発明に対する権利を第三者に譲渡して使用者等に損害が発生した場合にはその損害に対する賠償責任を負わせる（案第13条の2の新設）。
- ニ．使用者等が発明の経済的価値、従業員等の寄与度等を考慮して大統領令で定める基準に基づき報奨規定を作成するようにする（案第15条第2項後段の新設）。
- ホ．従業員等が職務発明審議委員会の構成及び審議を要求できる期間を30日から90日に延長する（案第18条第2項）。

法律第 号

発明振興法の一部改正法律案

発明振興法の一部を次のように改正する。

第11条の3を次のように新設する。

第11条の3（職務発明の実態調査）①特許庁長は第11条第1項に基づく支援施策を効率的に策定・施行するために、毎年職務発明の現況等について実態調査を実施しなければならない。

②特許庁長は第1項に基づく実態調査をするために使用者等に職務発明の現況等大統領令で定める資料の提出や意見の陳述を要請することができる。この場合、使用者等は特別な事由がなければその要請に従わなければならない。

③第1項に基づく実態調査の方法及び手続等に必要な事項は大統領令で定める。

第13条に第4項を次のように新設する。

④従業員等は使用者等の承継の有無が確定する前にその職務発明を自分の名義で出願するか、職務発明に対する権利を第三者に譲渡してはならない。

第13条の2を次のように新設する。

第13条の2（損害賠償責任）従業員等が故意又は重大な過失により第12条又は第13条第4項を違反して使用者等に損害が発生した場合にはその損害を賠償する責任を負う。

第15条第2項に後段を次のように新設する。

この場合、使用者等は発明の経済的価値、従業員等の寄与度を考慮する等、大統領令で定める基準に基づき報奨規定を作成しなければならない。

第18条第2項本文及び但し書きの中「30日」をそれぞれ「90日」にする。

附 則

第1条（施行日）この法律は、公布後6月が経過した日から施行する。

第2条（職務発明審議委員会への審議の要求期限に関する適用例）第18条第2項の改正規定は同法施行以降第18条第1項に基づき従業員等が使用者等に職務発明審議委員会への審議の要求をした場合に適用する。

1－6 【法案提出】政府組織法の一部改正法律案（議案番号：2212965）

議案情報システム（2025. 9. 15.）

議案番号：2212965

提案日：2025年9月15日

提案者：キム・ビョンギ議員（共に民主党）外165人

提案理由

特定の部処に集中した機能と権限を分散及び再配置し、気候危機、人口減少、AI 大転換等未来リスクに先制的に対応するために、政府の組織体系を再設計し、科学技術分野及び国家統計とデータ、知識財産関連能力を強化するために、国務総理所属の部処及び副総理体系を再調整する一方、性平等の価値を優先し、産業安全保健政策を総合的に推進する等、問題解決能力が高い先導国家を具現するために政府機能を再配置する目的である。

主要内容

ホ．特許庁を国務総理所属の知識財産処に再編する（案第28条）。

政府組織法の一部改正法律案

政府組織法の一部を次のように改正する。

第13条第1項の中「食品医薬品安全処長」を「食品医薬品安全処長・国家データ処長・知識財産処長」にする。

第28条を次のように新設する。

第28条（知識財産処）①知識財産、特許・実用新案・デザイン及び商標に関する事務とそれに対する審査・審判事務を管掌するために国務総理所属の知識財産処を設ける。

②知識財産処に処長1名と次長1名を配置し、処長は政務職に、次長は高位公務員団に属する一般職公務員を任命する。

附 則

第1条（施行日）この法律は、公布した日から施行する。但し、附則第7条に基づき改正される法律の中、同法施行前に公布されたが、施行日が到来していない法律を改正した部分についてはそれぞれ当該の法律の施行日から施行し、次の各号の改正規制は当該号で定める日から施行する。

1. 次の各目の改正規定は2026年1月2日から施行する。但し、附則第7条に基づき改正される法律（イ目及びロ目の改正規制と関連する部分に限定する）中、本文に基づく施行日前に公布されたが、本文に基づく施行日が到来していない法律を改正した部分についてはそれぞれ当該の法律の施行日から施行する。

イ. 第2条第2項第4号、第19条第4項、第23条、第29条第1項第号及び第30条の改正規定

ロ. 第12条第2項、第19条第3項、第22条及び第29条第2項但し書の改正規定（財政経済部長官及び財政経済部に関する部分に限定する）

ハ. 附則第7条に基づき改正される法律（イ目及びロ目の改正規定に関連する部分に限定する）

2. 次の各目の改正規定は公布後1年が経過した日から施行する。但し、附則第7条に基づき改正される法律（イ目の改正規定に関連する部分に限る）の中、本文に基づく施行日前に公布されたが、本文に基づく施行日が到来していない法律を改正した部分についてはそれぞれ当該の法律の施行日から施行する。

イ. 第35条及び第37条の改正規定

ロ. 附則第7条に基づき改正される法律（イ目の改正規定に関連する部分に限る）

第2条（組織廃止及び新設等に関する所管事務及び公務員等に関する経過措置）①同法施

行

当時、次の表の左側の欄に記載された行政機関の長にかかる事務は同表の右側の欄に記載された行政機関の長が承継する。

科学技術情報通信部長官の所管事務の中、同法第28条第1項に関する事務	知識財産処長
特許庁長の所管事務	知識財産処長

②同法施行当時、同表の左側の欄に記載された行政機関に所属する公務員（政務職を除く）は同表の右側の欄に記載された行政機関に所属する公務員とみなす。

科学技術情報通信部	大統領令で定めるところにより科学技術情報通信部又は知識財産処
特許庁	知識財産処

③同法施行当時、第1項の表の左側の欄に記載された事務にかかる部令は同表の右側の欄に記載された機関の所管事務に関する総理令又は部令とみなす。

第7条（他の法律の改正）＜44＞印紙税法の一部を次のように改正する。

第8条の4の中「企画財政部令」を「財政経済部令」にし、「特許庁長」を「知識財産処長」にする。

＜75＞国家戦略技術の育成に関する特別法の一部を次のように改正する。

第13条第9項各号外の部分及び第15条第2項の中「特許庁長」をそれぞれ「知識財産処長」にする。

＜83＞生命工学育成法の一部を次のように改正する。

第2条第3号の中「企画財政部、教育部、科学技術情報通信部、外交部、農林畜産食品部、産業通商資源部、保健福祉部、環境部、海洋水産部、中小ベンチャー企業部、食品医薬品安全処、特許庁」を「財政経済部、科学技術情報通信部、教育部、外交部、農林畜産食品部、産業通商部、保健福祉部、気候エネルギー環境部、海洋水産部、中小ベンチャー企業部、企画予算処、食品医薬品安全処、知識財産処」にする。

＜95＞法律第20923号合成生物学の育成法の一部を次のように改正する。

第2条第5号の中「企画財政部、教育部、科学技術情報通信部、外交部、農林畜産食品部、産業通商資源部、保健福祉部、環境部、海洋水産部、中小ベンチャー企業部、食品医薬品安全処、特許庁」を「財政経済部、科学技術情報通信部、教育部、外交部、農林畜産食品部、産業通商部、保健福祉部、気候エネルギー環境部、海洋水産部、中小ベンチャー企業部、企画予算処、食品医薬品安全処、知識財産処」にする。

＜104＞工場及び工業財団抵当法の一部を次のように改正する。

第32条第4項の但し書、第34条第3項・第4項、第47条第4項後段及び第49条の中「特許庁」をそれぞれ「知識財産処」にする。

＜109＞司法警察管理の職務を遂行する者とその職務範囲に関する法律の一部を次のように改正する。

第5条第38号・38の2号の中「特許庁」を「知識財産処」にする。

<142> 地方税法の一部を次のように改正する。

第31条第1項の中「特許庁長」を「知識財産処長」にする。

<176> 農水産物品質管理法の一部を次のように改正する。

第3条第4項第1号の中「教育部、産業通商資源部、保健福祉部、環境部、食品医薬品安全処、農村振興庁、山林庁、特許庁」を「教育部、産業通商資源部、保健福祉部、気候エネルギー環境部、食品医薬品安全処、知識財産処、農村振興庁及び山林庁」にする。

第32条第4項後段及び第41条第3項の中「特許庁長」を「知識財産処長」にする。

第41条第3項の中「特許庁」を「知識財産処」にする。

<189> 植物新品種保護法の一部を次のように改正する。

第15条後段の中「特許庁」を「知識財産処」にする。

<311> 先端医療複合団地の育成に関する特別法の一部を次のように改正する。

第26条の中「特許庁長」を「知識財産処長」にする。

<500> 水産科学技術振興に向けた試験研究等に関する法律の一部を次のように改正する。

第16条第3項の中「特許庁長」を「知識財産処長」にする。

<522> 国際自由特区及び地域特化発展特区に関する規制特例法の一部を次のように改正する。

第55条の中「特許庁長」を「知識財産処長」にする。

<554> 農村振興法の一部を次のように改正する。

第13条第3項の中「特許庁長」を「知識財産処長」にする。

<557> 山林資源の造成及び管理に関する法律の一部を次のように改正する。

第35条第3項の中「特許庁長」を「知識財産処長」にする。

<562> デザイン保護法の一部を次のように改正する。

第3条第1項の但し書、第15条、第21条、第22条各号外の部分の本文、第23条各号外の部分の本文、第25条第1項・第2項、第30条第3項、第32条第3項、第88条第1項各号外の部分の本文、第112条後段、第225条第1項・第2項及び第226条の中「特許庁」をそれぞれ「知識財産処」にする。第11条、第12条第1項から第4項まで、第13条第1項各号外の部分の但し書、第17条第1項本文、同条第2項前段・後段、第18条第1項、同条第2項本文、同条第3項、第21条、第24条第1項後段、同条第2項から第4項まで、同条第6項、第25条第1項から第4項まで、第28条第1項、同条第2項各号外の部分の本文・但し書、第29条第1項から第3項まで、第30条第1項、第31条第1項、第32条第1項、第37条第1項各号外の部分、第38条第1項各号外の部分の本文、同条第2項、同条第4項本文・但し書、同条第5項、第43条第2項但し書、同条第4項各号外の部分、第46条第5項、第47条各号外の部分、第51条第4項各号外の部分の本文、同条第5項、第52条第2項本文、第55条、第56条本文、第57条第4項、第58条第1項、第59条第1項、同条第2項前段・後段、第60条第1項各号外

の部分、同条第2項、第61条第1項各号外の部分、同条第2項、第66条第3項、第67条第2項、第68条第1項各号外の部分の前段、同条第2項各号外の部分、第70条第2項・第3項、第83条第1項、第86条第1項各号外の部分、同条第2項各号外の部分、同条第3項前段、同条第4項、第87条第2項、第88条第1項各号外の部分、第89条第1項・第2項、第90条第2項各号外の部分、同条第3項、第98条第2項、第112条前段、第113条第2項各号外の部分、第153条第7項前段、第167条本文、第175条第1項、第176条、第177条第1項、同条第2項各号外の部分、同条第3項、第178条第1項・第3項・第4項、第185条第1項各号外の部分、第198条第2項、第201条第1項但し書、第206条第1項・第2項、第212条第1項・第3項、第213条、第229条第2項の中「特許庁長」をそれぞれ「知識財産処」にする。

第17条第1項但し書、第28条第3項、第29条第1項、同条第4項前段、同条第6項、第30条第1項・第4項、第31条第3項、第32条第4項、第37条第4項前段、同条第5項、第40条第2項、第41条前段、第42条第2項、第51条第4項各号外の部分の但し書、同項第2号、第52条第1項前段、第60条第3項、第79条第3項、第80条第2項、第82条第2項、第83条第3項、第85条第2項、第86条第2項各号外の部分、同項第2項・第3項、同条第3項前段・後段、同条第4項、第89条第1項、第113条第2項各号外の部分、第125条の2第1項本文、同条第3項、第142条の2第4項、第174条第3号、第175条第1項、同条第2項第8号、同条第3項、第177条第2項第1号、第178条第2項、第196条第1項・第2項、第203条第3項及び第212条第2項の中「産業通商資源部令」をそれぞれ「総理令」にする。

第9章第1節の題目「特許庁による国際出願」を「知識財産処による国際出願」にする。
第173条、第174条各号外の部分の前段、第175条第1項、同条第2項第2号前段、同条第3項、同条第4項各号外の部分の本文、第177条第1項、同条第2項第3号、第178条第1項・第3項の中「特許庁を」をそれぞれ「知識財産処を」にする。

法律第20962号デザイン保護法の一部改正法律第68条第1項各号外の部分の本文及び第89条第3項の中「特許庁長」をそれぞれ「知識財産処長」にする。

<563>半導体集積回路の配置設計に関する法律の一部を次のように改正する。

第2条第5号、第3条第2項、第5条の2後段、第13条第2項・第3項、同条第4項各号外の部分、第15条第1項各号外の部分の前段、第19条第1項、第20条第1項各号外の部分、同条第2項、第21条第1項から第3項まで、第22条、第23条第1項各号外の部分、同条第2項・第3項、第24条各号外の部分の本文、第39条各号外の部分の本文、第40条の2第1項・第2項、第40条の3第2項、第43条第1項・第2項の中「特許庁長」をそれぞれ「知識財産処長」にする。

第5条の2後段の中「特許庁」を「知識財産処」にする。

第40条第2項及び第40条の2第1項・第2項の中「産業通商資源部令」をそれぞれ「総理令」にする。

<564>発明教育の活性化及び支援に関する法律の一部を次のように改正する。

第4条第1項・第3項、同条第4項本文、同条第5項、第5条、第6条第1項、同条第2項前段、

同条第3項、第7条第2項、第9条第2項・第4項、同条第5項各号外の部分の本文、同条第6項、第10条第3項、第11条第1項、同条第3項前段・後段、第12条第3項、第12条の2及び第15条第1項・第2項の中「特許庁長」をそれぞれ「知識財産処長」にする。

<565> 発明振興法の一部を次のように改正する。

第6条各号以外の部分、第10条第4項、第10条の2、第11条の2第1項から第3項まで、同条第4項各号以外の部分の本文、第20条の6第2項、第23条第3項・第8項、同条第10項前段、同条第11項、第24条第1項各号以外の部分の本文、第24条の2第1項から第6項まで、第25条第1項、第26条第1項、第26条の2第1項・第5項、第27条第1項・第2項、第28条第1項、同条第5項各号以外の部分、第29条第2項、第30条、第31条第1項各号以外の部分の本文、第31条の3第1項・第2項、第31条の4第1項各号以外の部分、同条第2項から第4項まで、第31条の5第1項、同条第2項本文、同条第4項前段、第32条、第32条の2第1項、第32条の3第1項各号以外の部分、同条第3項第3号、第38条、第39条、第39条の2各号以外の部分、第40条の2第1項、第40条の3第1項各号以外の部分、同条第2項前段、同条第4項各号以外の部分の本文、第40条の4各号以外の部分、第40条の5第1項、同条第2項前段、第40条の6第3項第4号、第40条の7第1項、同条第2項各号以外の部分の本文、第41条第3項各号以外の部分、第41条の3各号以外の部分、第50条第1項・第3項、第50条の2第2項前段、第50条の4、第50条の5第1項各号以外の部分、第50条の6第1項、第51条第8項、第53条第1項第8号、第54条、第55条の3第1項第7号、第55条の4、第56条第1項・第1項、第57条各号外の部分、第57条の2各号外の部分、第59条第2項、第60条第3項中「特許庁長」をそれぞれ「知識財産処長」にする。

第26条の2第2項第2号及び第41条第3項第1号中「特許庁」をそれぞれ「知識財産処」にする。

第50条第3項中「産業通商資源部長官」を「産業通商部長官」にする。

<566> 弁理士法の一部を次のように改正する。

第2条、第4条の3第1項・第2項、第16条第1項各号外の部分、同条第3項各号外の部分及び同項第1号中「特許庁」をそれぞれ「知識財産処」にする。

第4条の2第1項、第4条の5各号外の部分、第5条第1項、第5条の2第1項、同条第2項・第3項、第5条の3各号外の部分、第6条の2第2項・第4項、第6条の3第2項から第4項まで、第6条の4第2項、第6条の8第1項各号外の部分の本文、同条第2項、第6条の4第2項、第6条の8第1項各号外の部分の本文、同条第2項、第6条の9第2項、第6条の10第1項、第6条の12第2項から第4項まで、第6条の13第2項、第6条の16第6項、第6条の18第2項、第6条の19第1項各号以外の部分の本文、同条第2項、第6条の20第2項、第6条の21第2項・第3項、第9条第4項、第10条第1項、第13条第1項・第2項、同条第3項本文、第14条第3項、第15条第2項・第4項、第16条第3項各号以外の部分、第17条第1項・第3項、第18条第1項、第27条第2項、第28条、第29条各号以外の部分の中「特許庁長」をそれぞれ「知識財産処長」にする。

第4条の3第1項及び第2項中「特許行政事務」をそれぞれ「知識財産行政事務」にする。
第6条中「産業通商資源部令」を「総理令」にする。

<567>不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項、同条第3項前段、同条第4項、第2条の3第1項・第2項、第2条の4第1項本文・但し書、同条第2項前段、第2条の5、第7条第1項から第4項まで、第7条の2第1項各号以外の部分の前段・後段、第8条第1項・第2項・第5項、第9条、第9条の3第1項から第3項まで、第9条の4第1項各号以外の部分、同条第2項、同条第3項各号以外の部分の本文、同条第4項本文・但し書、同条第5項、第9条の5第1項・第2項、第9条の6、第14条の7第1項各号以外の部分の前段・後段、同条第2項・第3項、同条第5項前段、第16条第1項、第17条第2項・第3項・第5項及び第20条第2項中「特許庁長」をそれぞれ「知識財産処長」にする。
法律第20963号不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改法律第16条第1項・第2項中「特許庁長」をそれぞれ「知識財産処長」にする。

<568>産業財産情報の管理及び活用促進に関する法律の一部を次のように改正する。

第2条第2号、第5条第1項、同条第3項本文、同条第4項前段、第6条第1項、第7条第1項・第2項、第9条第1項、同条第2項前段、第10条第1項、同条第2項前段、第11条第1項、第12条第1項・第2項・第5項・第6項、第13条第1項・第2項、同条第3項前段、同条第4項前段、第14条第1項各号以外の部分の前段、同条第2項、第15条第1項、第16条第1項各号以外の部分、第17条第1項・第2項、同条第3項各号以外の部分の本文、第22条第1項・第2項、第24条第4項第9号、同条第9項、第25条第9項、第26条第1項・第2項、第28条各号外の部分、第29条及び第31条第2項中「特許庁長」をそれぞれ「知識財産処長」にする。

第12条第2項・第4項・第5項中「産業通商資源部令」をそれぞれ「総理令」にする。

第12条第2項中「特許庁」を「知識財産処」にする。

第13条第4項前段・後段中「企画財政部長官」をそれぞれ「財政経済部長官」にする。

<569>商標法の一部を次のように改正する。

第3条第1項但し書、第15条、第21条、第22条各号以外の部分の本文、第23条各号以外の部分、第25条第1項・第2項、第30条第3項、第32条第3項、第37条第4項、第57条第3項、第80条第1項各号以外の部分及び第171条第1項中「特許庁」をそれぞれ「知識財産処」にする。

第11条、第12条第1項から第4項まで、第13条第1項各号以外の部分但し書、第17条第1項各号以外の部分の本文、同条第2項前段・後段、第18条第1項、同条第2項本文、同条第3項、第21条、第24条第2項から第4項まで、同条第6項、第25条第1項から第4項まで、第28条第1項、同条第2項各号以外の部分の本文・但し書、第29条第1項から第3項まで、第30条第1項、第31条第1項、第32条第1項、第34条第1項第1号ニ目及びホ目、第35条第2項後段、同条第4項、第36条第1項各号以外の部分、第37条第1項各号以外の部分の本文、同条第2項・第4項・第5項、第38条第2項、第39条各号以外の部分、第43条第1項・第2項、第46条第4項、第47条第2項、第48条第3項、同条第7項但し書、同条第8項但し書、第49

条、第50条第1項、第51条第1項各号外の部分、同条第2項から第5項まで、第52条第1項各号外の部分、同条第2項、第53条第2項各号以外の部分、第56条、第57条第2項・第3項、第59条第3項、第60条第1項各号以外の部分、同条第項各号以外の部分、第62条第2項・第3項、同条第4項後段、第65条第2項、第66条第5項、第67条第3項、第69条第2項、第74条、第76条第1項、第79条第2項、第80条第1項各号以外の部分、第81条第1項・第2項、第82条第2項各号以外の部分、同条第3項、第84条第1項各号以外の部分、第86条第2項各号以外の部分、第93条第6項但し書、同条第7項但し書、第96条第2項、第100条第3項、第152条第7項前段、第163条本文、第167条各号以外の部分、第168条第1項各号外の部分、第169条第1項、第170条、第171条第1項・第2項、第172条第1項、第173条第2項、第174条第2項、第175条第1項各号以外の部分、第176条、第177条、第182条第3項前段、第183条第4項各号外の部分、第189条第1項、第205条第1項、第206条第1項、第209条第2項各号外の部分、第211条、第215条、第221条第1項・第3項及び第237条第2項中「特許庁長」をそれぞれ「知識財産処長」にする。

第17条第1項各号以外の部分の但し書、第28条第3項、第29条第1項、同条第4項前段、同条第6項、第30条第1項・第4項、第31条第3項、第32条第4項、第36条第1項第4号・第6号、同条第2項、第39条各号外の部分、第条第項第号、第条第項、第条第項各号外の部分の後段、第72条第3項、第73条第2項、第76条第3項、第78条第2項・第3項、第81条第1項、第84条第4項、第87条第2項各号以外の部分の後段、第124条の2第1項本文、同条第3項、第141条の2第4項、第162条第4項但し書、第169条第1項、同条第2項第7号、第172条第1項、第173条第2項、第174条第2項、第176条、第178条、第182条第3項前段、第183条第4項第5号、第189条第1項、第191条、第193条第1項、第194条第2項、第210条第2項各号以外の部分の後段及び第221条第2項中「産業通商資源部令」をそれぞれ「総理令」にする。

<570>実用新案法の一部を次のように改正する。

第7条第6項、第8条第1項各号以外の部分、第8条の2第1項前段、第10条第6項、第12条第2項各号以外の部分本文、第21条第2項各号以外の部分、同条第3項各号以外の部分、同条第4項、第22条の3第項各号以外の部分、第22条の5第2項、第35条第1項各号以外の部分の本文、第36条第1項から第3項まで、第40条第1項各号以外の部分、同条第2項から第5項まで、第42条第1項・第3項、第52条第2項中「特許庁長」をそれぞれ「知識財産処長」にする。

第8条第9項、第8条の3第1項、同条第2項本文、同条第6項前段、第16条第3項、第17条第3項、第22条の3 第1項第5号、第35条第6項前段、第40条第1項各号以外の部分及び同条第2項及び第42条第2項中「産業通商資源部令」をそれぞれ「総理令」にする。

第43条及び第46条中「特許庁」をそれぞれ「知識財産処」にする。

<571>特許法の一部を次のように改正する。

第9条、第10条第1項から第4項まで、第11条第1項各号以外の部分但し書き、第15条第1

項本文、同条第2項前段・後段、第16条第1項本文、同条第2項本文、同条第3項、第19条、第22条第1項後段、同条第2項から第5項まで、同条第7項、第23条第1項から第4項まで、第28条第1項、同条第2項各号以外の部分の本文・但し書、第28条第1項から第3項まで、第28条の3第1項、第28条の4第1項、第28条の5第1項、第30条第2項、第36条第6項、第38条第5項、第42条第1項各号以外の部分、第42条の2第1項前段、第46条各号以外の部分前段・後段、第52条第6項、第53条第6項、第54条第4項各号以外の部分の本文、第57条第1項、第58条第1項から第3項まで、同条第4項前段・後段、第58条の2第1項各号以外の部分、同条第2項、第59条第2項各号以外の部分の本文、第60条第1項各号以外の部分、同条第2項・第3項、第61条各号以外の部分、第63条の2本文、第64条第1項各号以外の部分、第66条の2第3項、第67条第2項、第81条の2第1項、第83条第1項各号以外の部分、同条第2項各号以外の部分、同条第3項、同条第4項前段、第84条第2項、第85条第1項各号外の部分、第86条第1項・第2項、同条第3項各号外の部分、第87条第2項各号外の部分、同条第3項各号外の部分、第90条第1項各号以外の部分、同条第5項、同条第6項本文、第92条第2項、同条第3項各号以外の部分、第92条の3第1項各号外の部分、第92条の5第2項、第101条第2項、第107条第1項各号以外の部分の本文、同条第3項、同条第4項各号以外の部分、同条第5項各号以外の部分の前段、第108条、第109条、第110条第3項・第4項、第111条第1項、第111条の2第1項、同条第2項前段、第114条第1項各号以外の部分の本文、第125条、第125条の2前段、第132条の16第1項、第136条第12項・第13項、第165条第7項前段、第170条第1項後段、第187条本文、第192条各号以外の部分、第193条第1項、第194条第1項各号以外の部分本文、同条第2項・第3項、同条第4項本文、第195条各号以外の部分、第196条第3項、第200条、第201条第1

項各号以外の部分の本文、第203条第1項各号以外の部分の前段、同条第3項各号以外の部分、同条第4項、第204条第1項各号外の部分、同条第3項各号外の部分、第205条第1項各号外の部分、第206条第2項、第211条、第214条第1項各号以外の部分、同条第2項から第5項まで、第216条第1項、同条第2項各号外の部分、第221条第1項・第3項、第222条、第232条第2項中「特許庁長」をそれぞれ「知識財産処長」にする。

第13条、第19条、第20条各号以外の部分本文、第21条各号以外の部分、第23条第1項・第2項、第28条の3第3項、第28条の5第3項、第33条第1項但し書、第85条第1項各号以外の部分、第125条の2後段、第194条第1項各号以外の部分の本文、第198条の2第1項、第204条第2項但し書、同条第4項但し書、第205条第2項但し書、同条第3項但し書、第226条第1項及び第226条の2第1項中「特許庁」をそれぞれ「知識財産処」にする。

第15条第1項但し書、第28条第4項、第28条の2第1項、同条第4項前段、同条第6項、第28条の3第1項・第4項、第28条の4第3項、第28条の5第4項、第30条第2項、同条第3項各号以外の部分、第42条第9項、第42条の3第1項、同条第2項本文、同条第6項前段、第54条第4項各号以外の部分但し書、同項第2号、第58条の2第3項、第63条の3、第64条第1項各号以外の部分、第79条第3項、第81条第2項、第81条の2第3項、第81条の3第7項、第82条第

3項、第83条第2項各号外の部分、同項第2号・第3号、同条第3項、同条第4項前段・後段、第86条第1項、第90条第1項第6号、第92条の3第1項第5号、第139条の2第1項本文、同条第3項、第154条の2第3項・第4項、第154条の3第4項、第192条第4号、第193条第1項・第5項、第194条第4項本文・但し書、第195条第4号、第196条第1項第2号・第3号、同条第2項、第197条第2項、第198条第2項、第198条の2第2項、第200条、第201条第6項前段、第206条第2項、第214条第1項各号以外の部分、同条第2項、第215条の2第2項、第217条第3項、第221条第2項及び第223条第4項中「産業通商資源部令」をそれぞれ「総理令」にする。第217条第1項第4号中「外国特許庁」を「外国特許担当政府機関」にする。

<616> 法院組織法の一部を次のように改正する。

第54条の2第4項中「特許庁」を「知識財産処」にする。

第8条（組織廃止及び新設等による他の法令との関係）同法施行当時、他の法令（同法施行前に公布されたが、施行日が到来していない法令を含む）において附則第2条第1項の表の左側の欄に記載された事務に関連して所管の行政機関、行政機関の長又はその所属公務員、行政機関の部令を引用した場合には同表の右側の欄に記載された行政機関、行政機関の長又はその所属公務員、行政機関の総理令又は部令をそれぞれ引用したこととみなす。

関係機関の動き

2-1 知財基盤「真の成長」に向け 2026 年度韓国特許庁予算 7,248 億ウォン編成

韓国特許庁（2025. 9. 1.）

前年比 190 億ウォン増…高品質な審査、知財の創出・活用の強化および保護インフラの構築などに取り組む

韓国特許庁は 2026 年度予算が 7248 億ウォンで編成されたと発表した。

※特許庁予算：(2025 年) 7,058 億ウォン→(2026 年予算案) 7,248 億ウォン(+190 億ウォン)

2026 年特許庁予算案の中で知的財産の創出・活用・保護などに投じられる主要事業費は今年より 536 億ウォン増えた 4,189 億ウォンで編成された。

※主な事業費：(2025 年) 3,653 億ウォン→(2026 年予算案) 4,189 億ウォン(+536 億ウォン)

特許庁は来年度の集中的投資分野として◆高品質な審査・審判サービス提供、◆知的財産の創出・活用能力の向上、◆知的財産権の保護に向けたインフラ構築、◆特許ビッグデータ基盤の研究開発(R&D)効率化などを挙げた。

【高品質な審査・審判サービス提供】

審査・審判業務に人工知能(AI)を採用して効率性改善を積極的に推進※し、先行技術調査を拡大してより迅速かつ正確な審査サービスを提供※※する。また「海外特許審査制度の分析」事業を新しく導入することで、韓国の輸出企業が海外で知財権を容易に確保できるよう新興国における特許制度、審査傾向など実務情報を提供し、海外出願時に韓国企業が直面する課題や悩みを解決していく計画※※※だ。

※AI 基盤特許行政の革新：(2025 年)20 億ウォン→(2026 年予算案)36 億ウォン(+16 億ウォン)

※※国内における特許・商標・デザインの先行技術調査：(2025 年)422 億ウォン→(26 年予算案)513 億ウォン(+91 億ウォン)

※※※海外特許審査制度の分析：(2026 年予算案)8 億ウォン(新規)

【知的財産の創出・活用能力の向上】

韓国では 2024 年に知財金融市場規模が 10 兆ウォンを突破した中で、革新的な技術を有する韓国企業が知財を担保に安定的に事業資金を調達できるよう、知財価値評価※および担保産業財産権の買い入れ事業を拡大※※する。

また、世界市場で競争力のある中小企業を対象に輸出を手厚く支援する。各輸出企業の状況に応じて海外における知財戦略を策定することで、安定的な輸出基盤をつくり、ユニコーン企業に成長できるよう後押し※※※する。

※知識財産評価支援：(2025 年)114 億ウォン→(2026 年予算案)127 億ウォン(+13 億ウォン)

※※担保産業財産権の買い入れ・活用：(2025 年)23 億ウォン→(2026 年予算案)155 億ウォン(+132 億ウォン)

※※※グローバル IP スター企業育成：(2025 年)120 億ウォン→(2026 年予算案)155 億ウォン(+35 億ウォン)

【知的財産権の保護に向けたインフラ構築】

最近、韓国企業の商標が外国人によって冒認出願されるか、漢江(ハンガン)ラーメン、キム・キム焼酎(ソジュ)など韓国の商品と誤認・混同を引き起こすような韓流人気に便乗する製品が急増していることから関連事業を導入して本格的な対応に臨む。未検証・低品質の類似製品により K-ブランドのイメージが毀損されることを防ぐために、海外現地での実態調査および取り締まりを強化し、警告状の発送、民事訴訟、共同出願など被害の類型に応じた対応戦略を推進※する。被害を事前に予防するため、輸出商品を対象に偽造

防止技術を導入するよう支援※※する。

また、国民の健康や生活を脅かすような模倣品の流通を遮断するために、化粧品など人の体に使われる商品について偽造商品判定を支援する。AI を基盤に模倣品の真贋判定を迅速に行い、模倣品の流通を遮断し、消費者の被害を救済する計画※※※だ。

※韓流便乗行為への対応支援：(2026 年予算案)94 億ウォン(新規)

※※偽造防止技術の導入への支援：(2026 年予算案)16 億ウォン(新規)

※※※AI 模倣品真贋判定への支援：(2026 年予算案) 29 億ウォン(新規)

【特許ビッグデータ基盤の研究開発(R&D)効率化】

真の成長を実現するため、世界中の 6.1 億件の特許ビッグデータを戦略的に活用し、未来技術の先取りに拍車をかけ、企業の革新的な成長を積極的に支援する。R&D および経済安保分野で特許ビッグデータをより容易かつ効率的に活用できるように産業財産情報を自動的に分析するプラットフォームを構築する。新しく構築されるプラットフォームは膨大な特許データを自動的に収集・分析し、最新の技術動向や核心的な特許情報を抽出することで、企業と研究機関が R&D 戦略などに積極的に活用するよう支援する計画※だ。

また、先端産業の優秀特許が死蔵されることなく商用化するよう、「IP 基盤技術事業化戦略支援」事業を新設し、特許分析を基盤に技術問題の解決や製品開発を積極的に支援※※する。

※産業財産情報分析プラットフォームの構築：(2026 年予算案)99 億ウォン(新規)

※※IP 基盤技術事業化戦略支援：(2026 年予算案)100 億ウォン(新規)

特許庁の「2026 年予算案および基金運用計画案」は、国会提出後、常任委・予決委での審議を経て本会議での議決により 12 月に確定する予定だ。

2-2 韓国・ASEAN、「知財協力共同宣言文」を採択

韓国特許庁 (2025. 9. 1.)

AI を活用した行政の効率化、知財の保護・執行などで協力強化へ

韓国特許庁は 9 月 1 日月曜日、ホテルナルソウル・エムギャラリー（ソウル麻浦（マポ）区）にて第 8 回韓 - ASEAN 特許庁長官会合を開き、ASEAN10 カ国※と「韓 - ASEAN 知財協力共同宣言文（2025 Joint Statement）」を採択したと発表した。今回の会合には、ASEAN 加盟候補国であり、特許庁新設を推進中の東ティモール代表団も参加した。

※東南アジア諸国連合（ASEAN, Association of Southeast Asian Nations）：ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム

韓国と ASEAN は 2018 年、ブルネイで初めて知財分野協力の了解覚書（Memorandum of Cooperation）を締結後、毎年韓 - ASEAN 長官会合を開き、知財分野で緊密な協力関係を構築してきた。

今回の長官会合では、人工知能(AI)など先端技術の急速な発展と海外現地における韓国企業の知財保護・活用に向け、◆AI 基盤の知財行政の高度化、◆知財の保護および執行の強化、◆知財金融および事業化促進など、3 大重点分野における協力を強化することを柱とする共同宣言文を採択した。

また、◆ASEAN 加盟国ごとに国の状況や環境に応じた知財（IP）プログラムの開発など、知財教育の拡大、◆ASEAN 現地に進出する韓国企業を対象に円滑な知財権の確保および保護を図る特許・商標分野の協力強化など、さまざまなテーマについて幅広く意見交換を行った。

韓国のキム・ワンギ特許庁長は「最近、輸出市場の多角化という観点からグローバルサウスの代表地域として成長潜在力が非常に高い ASEAN は重要な存在である」とし、「ASEAN 域内に進出する韓国企業が特許・商標など知財権を円滑に確保・保護するよう知財分野での協力を強化していく」と述べた。

2-3 韓国特許庁、ASEAN10 か国と「知財シンポジウム」を開催

韓国特許庁（2025.9.2.）

K - ブランド保護に向けた模倣品流出防止技術の展示会も実施！

韓国特許庁は 9 月 2 日火曜日、ホテルナルソウル・エムギャラリー（ソウル市麻浦（マポ）区）にて「韓 - ASEAN※知的財産シンポジウム（学術討論会議）」を開催したと発表した。

※東南アジア諸国連合（ASEAN, Association of Southeast Asian Nations）：ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム

シンポジウムは 9 月 1 日月曜日から 3 日水曜日までソウルで開催中の「第 8 回韓 - ASEAN

特許庁長官会合」を機に ASEAN 加盟国特許庁を対象に韓国の知財政策を紹介し、企業、弁理士など韓国側参加者に ASEAN における知財制度、紛争解決制度および ASEAN への進出戦略などについて共有するために開かれた。

韓国のキム・ワンギ庁長は開会挨拶で、世界的に保護貿易主義が広がる中で韓国と ASEAN が市場拡大および多角化という共通の課題に直面しており、知財分野での緊密な協力は革新的な成長、技術取引・移転、公正な市場秩序などを両地域の市場でつくることで、共同の利益を生み出すことに寄与する点を強調した。

その後、Suon Vichea（カンボジア特許庁長）ASEAN 知財協議会（AWGIPC※）議長による祝辞の次に、韓国の専門家から韓国における知財の活用・保護政策および事例の共有、ASEAN 側から ASEAN における知財制度の説明、ホーチミン知財（IP）センター長から ASEAN 市場へ進出するための知財戦略について発表された。

※AWGIPC：ASEAN Working Group on Intellectual Property Cooperation

また、韓国企業が開発した模倣品流通防止技術を世界に拡散するための展示会が行われた。ASEAN および韓国側の参加者を対象にホログラム、ウォーターマーク、正規品認証ラベルなど保安技術が採用された製品を展示し、情報通信技術と保安技術を連携させた企業マーケティング、流通管理などに活用するサービスのデモンストレーションが行われた。

キム・ワンギ庁長は「韓国と ASEAN の知財政策および制度について意見を交換することで、両側の相互理解を深めることができる有意義な場になった」とし、「ASEAN に進出する韓国企業が有効な知財戦略を策定するように関連情報を共有していく」と述べた。

2-4 韓国特許庁、ASEAN8 か国とバイ会合を開催

韓国特許庁（2025.9.3.）

シンガポールと深化協力 MOU を改訂、ベトナム・インドネシア・カンボジアとワークプランの策定など

韓国特許庁は、第 8 回韓 - ASEAN 特許庁長官会合を機に 9 月 1 日月曜日から 3 月水曜日までホテルナルソウル・エムギャラリー（ソウル市麻浦（マポ）区）にて ASEAN8 カ国※および参観国である東ティモールと高官級・長官会談を開いたと発表した。

※ブルネイ、カンボジア、ラオス、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム

3 日間開かれた今回のバイ会合で韓国特許庁は ASEAN 各国と知財保護をはじめ、知財金融、中小企業支援など多様な議題について議論し、各国の状況と条件に応じた協力方策を模索した。

シンガポールとは▲力量強化、▲事業化、▲使用者（産業界、大学、研究機関など）の交流拡大など、これまでの協力分野に加え▲人工知能(AI)、知財金融、価値評価などについて情報交流を追加する新しい深化協力業務協約（MOU）を締結した。

ベトナム・インドネシア・カンボジアとは▲法律・制度、▲教育、▲保護、▲商標協力、▲認識向上など 5 大分野における協力を具体化するためのワークプランを策定した。とりわけ、保護協力分野では保護・執行の模範事例の共有、模倣品流通の共同取り締まり活動、保護法の制度比較研究、悪意的な商標出願防止のための情報交換などが含まれ、ASEAN 現地において韓国企業の特許、商標など知財権の保護が一層強化されると期待される。

また、今回の参観国である東ティモールとは世界知的所有権機関（WIPO） - 韓国信託基金（KTF、Korea Funds-In-Trust）の支援を受けて推進中の知財庁設立について今後の協力方向を議論した。

韓国のキム・ワンギ庁長は「今回のバイ会合を通じて ASEAN 各国との知財協力が一層強固になった」とし、「今後も韓 - ASEAN 多国間協力に加え、国別の状況に応じた二国間協力を強化し、韓国企業が ASEAN 市場で特許、商標をめぐる紛争や問題が起こらないように積極的に支援する」と述べた。

2-5 韓国特許庁と海洋水産部、「K-水産食品ブランドの保護に向けた協議体会議」を実施

韓国特許庁（2025. 9. 3.）

水産食品企業の知財を保護する！K-海産物デーモンハンターズ！

韓国特許庁と海洋水産部は 9 月 4 日木曜日、韓国知識財産保護院（ソウル江南区）にて「K-水産食品ブランド保護に向けた協議体会議」を開くと発表した。

海苔など韓国海産物の人気世界的に高まっている中、韓流人気に便乗して中国・東南アジアなどで低価格・低品質の調味海苔・おでんなど偽装食品の流通・販売が頻繁に行われることを受けて、両機関は K-海産物の輸出企業のブランドを保護するために韓国知識財産保護院、水協中央会、韓国海洋水産開発院（KMI）とともに対応方策について議論する。

今回の協議会では、海外での K—水産食品の偽装食品・韓流便乗行為の被害事例と実態調査結果の共有、水産食品企業向け知財共同教育、ブランド・商標権の権利化支援、海外現地での紛争発生時の共同対応支援などを議論し、今後に向け今回の議論を公式化する業務協約(MOU)を締結する考えだ。MOU 締結により今後、両機関は相互の役割と協力範囲を明確にし、企業支援および海外対応をより体系的に実施すると期待される。

海洋水産部の水産政策官は「海外市場で韓国の水産食品ブランドがしっかり保護されるよう特許庁と緊密に協力する」とし、「今回の協力は K - 海産物の世界競争力と信頼性を一層高める重要な契機になると思う」と述べた。

特許庁の産業財産保護協力局長は「K - ブランド保護は単なる権利確保水準を越え、水産食品企業の海外進出と競争力強化につながる取り組みだ」とし、「今後、海洋水産部とともに企業のニーズに応じた支援や現地対応をさらに強化し、世界市場で韓国水産食品の地位を高めていきたい」と述べた。

2-6 韓国特許庁、バイオ系中小企業と輸出保護に向けた懇談会を実施

韓国特許庁 (2025. 9. 4.)

ドル高・高関税など貿易環境の急変により中小企業が抱える悩みを知財で解消する

韓国特許庁は 9 月 4 日木曜日、バイオ分野中小企業であるプレステージバイオロジクス(株)(忠清北道(チュンチョンブクト)清州(チョンジュ)市)を訪問し、懇談会を開いたと発表した。今回の企業訪問は、2026 年予算を増額編成した「グローバル知財(IP)スター企業育成事業」のこれまでの成果を見返り、今後の改善方向を模索するために行われた。

※グローバル IP スター企業育成事業の予算: (2025 年) 120 億ウォン→ (2026 年予算案) 155 億ウォン (+35 億ウォン)

今回の予算増額編成により、最近の米中貿易紛争と世界的な保護貿易主義の強化の影響で高まっている不確実性や進入障壁に直面した韓国の中小企業を対象に海外で知財戦略を策定して安定的な輸出基盤づくりを積極的に支援する方針だ。

グローバル IP スター企業育成事業は、3 年間企業の成長段階に合わせて海外での権利化、特許・ブランド戦略の策定など海外市場の状況に応じた IP 総合サービスを提供する事業だ。昨年、同事業を通じて支援を受けた中小企業の輸出規模が平均 4.3%増加し、新規海外市場を開拓するといった成果を上げるなど、海外市場への進出における橋渡しになっ

ている。

プレステージバイオロジクス（株）は、人工知能（AI）とデジタルツイン※に基づいたスマートファクトリー技術を工程・品質・物流前段階に採用し、生産効率を高めた革新的な企業であり、グローバル IP スター企業育成事業に参加して特許権を確保したことで、2022 年（支援前）に比べ 2024 年の売上額が約 568%増加し、約 90 人の新規雇用を創出するなど大きく成長している。

※現実の物を仮想空間で同じく具現し、現実世界で起こり得る問題点を事前に予測・解決するシミュレーションシステム

特許庁長は「知財は中小企業にとって輸出の成功を左右するカギとなる」とし、「今後も特許庁は中小企業が世界舞台で成長できるよう予算を大幅に増やし、知財に基づいた海外進出支援を拡大していく」と述べた。

2-7 韓国特許庁、「2025 年部処横断型公共技術の移転・事業化ロードショー」を開催 韓国特許庁（2025. 9. 8.）

公共技術の事業化により「技術でリードする真の成長」を実現する

韓国特許庁は 9 月 8 日月曜日、科学技術情報通信部、産業通商資源部など 10 つの部処とともに科学技術コンベンションセンター（ソウル江南区）にて優秀な公共技術の民間移転・事業化促進に向けた「2025 年部処横断型の公共技術の移転・事業化ロードショー」を開くと述べた。

※科学技術情報通信部、農林畜産食品部、産業通商資源部、保健福祉部、国土交通部、海洋水産部、農村振興庁、山林庁、特許庁、宇宙航空庁

今回のイベントは、政府研究開発（R&D）への投資により創出された優秀な公共技術を産業界に移転・事業化するために、技術供給機関と需要企業がネットワークを図る目的で行われる。各部処と主管機関は、政府研究開発による公共技術のうち、117 の研究開発機関（64 の大学と 51 の公共研究機関、2 つの病院）の事業化有望技術計 1,863 件を選定し、これらの技術を必要とする企業を対象に技術移転相談を提供し、説明会を行う。

【10 つの部処が共同主催・・・企業 - 機関間の技術移転協約式（2 件）・意向書（10 件）が締結】

今回のロードショーには農村振興庁と宇宙航空庁が新しく参加し、2013 年のロードショ

一開始以来、最多の 10 つの部処※が共同で主催した。事業主管機関も過去最多の 12 の機関で構成され、優秀な公共技術に移転・事業化するため政府レベルの協力体系を基に今回のロードショーを行われる。

※沿革：(2013 年) 中小企業庁と特許庁の 2 庁でスタート→(2018 年) 科学技術情報通信部など 6 部処→(2025 年) 科学技術情報通信部、産業通商資源部など 10 部処

また、今回のイベントでは、昨年とは異なり公共技術を必要とする企業と研究機関間の技術移転協約式(2 件) および意向書(10 件) が締結される。

ソウル市立大学が開発した「建築物内の音響環境改善のための吸音材据置型天井構造体および施工方法」は吸音材を天井に安定的に固定し施工の利便性も高める技術で、ソウル市立大学は建築内装材専門企業(株) ユチャンと該当技術に移転する協約を締結する。

極地研究所で地球温暖化など気候変動に対応するために研究してきた「予測気象因子を利用した年間植生変動予測方法および装置」は過去の植生データなどに基づいて植物活動の強度および植物活動を予測する技術であり、極地研究所は空調専門企業(株) エアコンフォーユーに該当技術に移転する協約を締結する。

【製品・技術展示ブース 4 つを運営および「知識財産経営優秀機関」12 か所授賞】

今回のイベントでは製品および技術展示ブースが 4 つ設置される。展示技術の中で漢陽(ハニャン) 大学が開発した「時空間推論基盤宇宙交通管制システム」は人工衛星が軌道を安全に維持できる衝突防止技術であり、同校のキム・ドクス教授が研究してきた幾何学と AI の融合により宇宙の環境・安保・交通地図を視覚化する機能を具現した。現在は米宇宙軍(USSF、United States Space Force) にサービスを提供している。

知財の創出・活用・経営能力などが優れる「知財経営優秀機関」12 か所※への授賞式も行われる。該当機関は 2025 年知財経営診断※※に参加した 148 の大学と公共研究機関の中で優秀な成果を認められ選定され、特許庁長賞と特許手数料納付に使用できる知識財産ポイント※※※が提供される。

※建国(コングク) 大学、慶熙(キョンヒ) 大学、国立韓国海洋大学、世宗(セジョン) 大学、韓国工科大学、韓国エネルギー工科大学、漢陽(ハニャン) 大学 ERICA、国立がんセンター、基礎科学研究院、韓国エネルギー技術研究院、韓国地質資源研究院、韓国核融合エネルギー研究院

※※大学・公共事業の IP 経営実態および経営力量を診断し評価するアンケート調査

※※※特許手数料の納付時に使用可能、機関別に納付した特許手数料の一定割合を最大 3

年間支給

特許庁次長は「10つの部処が厳格に選定した優秀な公共技術を求める企業の戦略により、立派な製品やサービスが誕生することを期待する」とし、「特許庁は関連部処および機関との協力を基に特許技術取引・事業化市場を活性化するための政策を拡大していく」と述べた。

2-8 韓国特許庁、K-ファッションの輸出活性化に向け企業と意見交換を実施

韓国特許庁（2025. 9. 10.）

K-ファッションをリードする（株）ハゴハウスを訪問

韓国特許庁は、K-ファッションの輸出をリードしている（株）ハゴハウス（京畿道（キョンギド）城南（ソンナム）市）を訪問し、現場の声を聞き、K-ファッション企業の輸出支援および知的財産権保護策について議論した。

特許庁は輸出企業を対象に K-ブランド保護のために「K-ブランド紛争対応戦略支援事業」を実施（2015 年～）しており、これを通じて海外模倣品、商標の冒認出願などさまざまな種類の紛争を支援している。とりわけ、ファッション分野は個人デザイナーのブランドが多いことから紛争が頻繁に起こる分野であり、2024 年商標の無断先占紛争への対応支援件数（80 件）の中でファッション分野が 30 件（37.5%）と最も多かった※。

※無断先取り紛争への対応支援現況（2024 年）：1 位ファッション（30 件、37.5%）、2 位電子機器（15 件、18.7%）、3 位化粧品（14 件、17.5%）

（株）ハゴハウスは、成長潜在力が高いデザイナーブランドに投資する「ブランドインキュベーター」事業と、独自ブランドの流通事業、オンラインプラットフォーム事業を同時に拡大し、香港、台湾、北米など世界進出を加速化している。また、ブランド保護のために 800 件以上の商標権を保有しており、特許庁の「K-ブランド紛争対応戦略支援事業」を活用して（2024 年支援）海外で商標の無断先占に対応する無効審判を提起（2024 年）して商標権を取り戻した。

特許庁長は「K-ファッションは短期間の流行現象ではなく、韓国の価値を発信する世界的な輸出商品だと思う」とし、「世界に進出する K-ファッションが知財権という心強い武器になり活躍するように特許庁は K-ブランド保護政策をより一層強化していく」と述べた。

2-9 韓国特許庁、知財情報検索サービス KIPRIS のユーザーと懇談会を実施

韓国特許庁（2025.9.11.）

ユーザーからの意見収集やサービスの発展方向について考える

韓国特許庁は 9 月 11 日木曜日、積極的な行政活動の一環として韓国知識財産センター（ソウル江南区）にて「知識財産情報検索サービス※（以下、KIPRIS）の現場疎通懇談会」と「KIPRIS 活用事例公募展の授賞式」を開くと発表した。

※知識財産情報検索サービス（KIPRIS）：特許庁が国内外 29 カ国で収集した約 1 億 4 千万件の知財情報をユーザーに無料で提供するサービス

【KIPRIS 現場コミュニケーション懇談会】

懇談会は KIPRIS ユーザーからの意見や苦情を聞き、これを反映してサービス改善を図るために行われる。また、新規改編（2025.年 2 月）の内容※と運営状況を共有し、今後の中長期発展方策についても議論する考えだ。

※国内外における権利別の統合検索、レスポンスウェブ採用、検索結果統計の視覚化機能など

特許庁は懇談会で集めた現場の声を政策に反映し、KIPRIS をユーザーフレンドリーな知財情報検索サービスに発展させていく計画だ。

【KIPRIS 活用事例公募展の授賞式】

日常で KIPRIS を活用するさまざまな事例を集めるために実施された（2025 年 7 月～8 月）「KIPRIS 活用事例公募展」の授賞式も開催される。優秀事例※は今後、KIPRIS の利用活性化のために活用する考えだ。

※最優秀作品：パク・ギドク氏、KIPRIS で芽生えた安全農業、「電動はさみ延長台」特許出願の成功事例

特許庁の産業財産情報局長は「知財情報は国民の競争力を高める核心資産だと思う」とし、「今後もユーザーの声を積極的に聴取し国民のニーズに応じた政策を持続的に発掘・推進する」と述べた。

2-10 韓国特許庁、医療機器分野の特許競争力強化に向けた懇談会を実施

韓国特許庁（2025.9.15.）

革新医療機器分野における特許競争力強化に向けて議論

韓国特許庁は9月10日水曜日、革新医療機器※分野の中小企業（株）リーヴスメド（京畿道（キョンギド）城南（ソンナム）市）を訪問し、特許競争力向上に向けた懇談会を開くと発表した。

※「医療機器法」第2条第1項に基づく医療機器のうち、人工知能（AI）、生命工学技術（BT）など先端技術が採用された医療機器であり「医療機器産業育成及び革新医療機器支援法」（2020年5月施行）第21条に基づき食品医薬品安全処長から指定を受けた医療機器

最近5年間（2020～2024）、医療機器の世界市場が年平均7.1%ずつ、国内市場では8.8%ずつ高く成長しており※、市場先取りのための特許競争力確保の重要性が高まっている。今回の現場訪問は革新医療機器の研究開発現場を訪ね、最新の技術動向を把握し、医療機器の特許競争力強化に向け産業界の意見を聴取し、高品質な特許審査サービスを提供するために行われる。

※「2024 医療機器産業・特許動向の分析」（2025年7月韓国特許庁）

懇談会で同社は保有技術と製品を紹介し、特許庁は医療機器分野の特許出願を対象にする優先審査、腹腔鏡手術機器を含む医療機器分野における特許動向の分析結果など特許庁の知財支援政策を共有する考えだ。同社は手術治療機器分野で最近5年間（2020～2024）、国内特許出願153件と内国人の中で出願件数トップ※である。

※「2024 医療機器産業・特許動向の分析」（2025年7月韓国特許庁）

特許庁の化学生命審査局長は「韓国は革新医療機器を中心に技術主権を確保し、世界市場をリードしていくと期待する」とし、「特許庁は今回の懇談会で議論された事案を審査実務に積極的に反映し、韓国企業の国際競争力強化を支援する」と述べた。

2-11 韓国特許庁と在外同胞庁、「営業秘密原本証明書」についてアポストイーユ認証を開始

韓国特許庁（2025.9.15.）

アポストイーユ発行により韓国企業の技術保護が一層強化される

電気・電子部品メーカーA社は新製品開発計画などを無断で流出し、同業他社に転職した役員B氏との訴訟の中で、営業秘密の原本証明書の提出により、A社が原本証明機関への登録時点で該当情報を「営業秘密」として「保有」していたことを疎明する立証資料として活用した。

韓国特許庁と在外同胞庁は、9月15日月曜日から「営業秘密の原本証明書」について公証の必要なしでアポスティーク※発行を開始すると発表した。

※アポスティーク (Apostille) : 韓国で作成され、他国に提出する公文書に対する認証書

営業秘密の原本証明書は、原本の電子ファイルの固有値を原本証明機関※に登録して外部流出や証拠不足の懸念なく営業秘密の有無や保有時点を立証※※できる資料である。

※特許庁が指定する原本証明機関の現況 (4か所) : 韓国知識財産保護院、LG CNS、レッドウィット、オンヌリ国際営業秘密保護センター (2025年9月)

※※原本証明書の発行を受けた者が電子指紋登録ときに当該電子文書の記載内容どおり情報を保有していたものと推定 (不正競争防止法第9条の2第3項)

アポスティークは、他の国に提出する韓国の文書について在外同胞庁長などがその真偽を確認し、海外でも韓国の文書が効力を持つように認める認証書であり、関連法令※による公文書 (政府機関による発行文書、公証文書など) に限って発行している。

※「公文書に対するアポスティーク及び本部領事確認書の発行に関する規定」(大統領令)

アポスティークは他の国に提出する韓国の文書に対して在外同胞庁長などがその真偽を確認し、海外でも韓国の文書が効力を持つようにする認証書であり、関連法令*による公文書 (政府機関発給文書、公証文書など) に限って発給している。

※「公文書に対するアポスティーク及び本部領事確認書の発給に関する規定」(大統領令)

これまで営業秘密の原本証明書は政府機関ではなく韓国知識財産保護院などで発行していたため、公証人の公証を受けなければアポスティークを申請できず、公文書として認められないという問題があった。これからはアポスティーク発行対象に「営業秘密の原本証明書」が含まれたことにより、韓国企業は公証手続きなしにアポスティーク発行が可能になったため、時間的・経済的負担が大きく軽減されると期待する。

また、営業秘密の原本証明書が海外で紛争発生時に公的な立証資料として活用できるようになり、知財保護が一層強化されるとみられる。

特許庁の産業財産保護協力局長は「韓国企業が原本証明サービスを海外でも活用して営

業秘密を強力に保護できる環境がつけられた」と述べた。

一方、アポステイーユの詳細情報は在外同胞庁ホームページ（www.oka.go.kr）または在外同胞 365 民願コールセンター（02-6747-0404）に、営業秘密の原本証明書については特許庁産業財産紛争対応課（042-481-5455）に問い合わせできる。

2-12 国際知識財産研修院、「韓-WIPO-UNESCO 女性科学者知財リーダーシップコース」を実施

韓国特許庁（2025. 9. 15.）

ロレアル・ユネスコ女性科学者賞の受賞者を招き世界で活躍する女性科学リーダーを育成する

韓国特許庁は 9 月 15 日月曜日から 19 日金曜日まで、国際知識財産研修院（大田（テジョン）市儒城（ユソン）区）※にて「韓-WIPO-UNESCO 女性科学者知的財産（IP）リーダーシップコース」を実施すると発表した。

※産業界の訪問は京畿道（キョンギド）果川（カチョン）市で行われる予定

本教育コースは、ロレアル・ユネスコ女性科学者賞※の受賞者を対象に 2018 年から世界知的所有権機関（WIPO）とユネスコ（UNESCO）が女性科学者の知財力強化のために運営しており、2024 年からは韓国特許庁が主管している。

※毎年科学の発展に貢献した著名な女性科学者 5 人（大陸別 1 人）に授与し、1 年おきに生命科学および環境科学または物理学、数学およびコンピュータ科学分野で行う

今年は「2025 年ロレアル-ユネスコ女性科学者賞の国際賞（Laureates）受賞者※であるマリア・テレサ・ドバ博士、プリシラ・ベイカー博士など海外の著名な女性科学者らと韓国有数の女性科学者らが参加し活発な交流を図る。

※南米およびカリブ海地域の受賞者マリア・テレサ・ドバ博士（Maria Teresa Dova）、アフリカおよびアラブ地域の受賞者プリシラ・ベイカー博士（Priscilla Baker）

特許庁は今回のコースを通じて女性科学者らに知財が研究開発の未来を開くカギとなることを理論と事例を挙げて具体的に示す考えだ。このために、研究開発のすべてのサイクルにおける知財の役割、知財を活用した価値創出、知財力強化のための弁理士のメンタリングなど研究開発および事業化のプロセスにおいて科学者らが求める現実的な課題をテーマに教育コースを構成した。

また、参加者らは企業および韓国電子通信研究院（ETRI）、韓国生命工学研究院（KRIBB）などを訪問し、研究成果が実際にビジネス上の価値につながる現場を自ら経験できる。また、韓国科学技術院（KAIST）と共催のフォーラムにも参加し、韓国の教授陣や学生と研究・知財の成功事例を相互共有し、世界的な科学技術のネットワークを固める計画だ。

特許庁の国際知識財産研修院長は「今回のコースを通じて世界の女性科学者らが研究開発現場で知財を積極的に活用し研究成果を保護・管理する能力を高めることを期待する」とし、「今後も特許庁はWIPO、ユネスコなど国際機構と緊密に協力し、知財の国際的価値の拡散に寄与し、大韓民国がグローバル知財リーダー国としての跳躍するよう積極的に支援する」と述べた。

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 韓国特許庁、女性による意匠出願が25年間5倍増

韓国特許庁（2025.9.15.）

トレンド変化が速い物品分野を女性がリードする

韓国における意匠権の出願人3人のうち1人は女性であることがわかった。

韓国特許庁によると、1999年女性による意匠出願の割合は全体の7.6%に過ぎなかったが、2024年には35.4%と急増し、2025年上半期も同じ割合を占めた。25年間で5倍近く増えたことである。

同期間、特許・実用新案（5.2%→20.7%）、商標（14.3%→38.0%）においても女性による出願の割合が増えたが、割合の伸び率をみると意匠権が最も大きく増えている。

【30代以下の女性による意匠出願が全体の半分以上を占める】

コロナ禍以降、個人による出願件数が全体的に減少する中でも、いわゆるMZ世代と呼ばれる若者を中心に女性による出願件数は増加傾向にあり、デザイン業界の新しい成長エンジンになっている。

今年上半期の意匠出願の出願人を年齢別でみると、男性は 50 代の割合が最も大きくなっているが、女性は 30 代以下が半分以上（50.6%、2025 年 6 月時点）を占めており、若年層の割合が大きくなっている。

【トレンド変化に敏感な分野で女性の割合が大きい】

物品分類※をみても男女間で明確な違いがわかる。男女ともに衣類およびファッション雑貨（第 2 類）の出願が多いのは共通だが、男性は家具（第 6 類）、建築ユニットおよび建設資材（第 25 類）など伝統的製造業を基にする物品が多いが、女性は文具類（第 19 類）、装飾用品（第 11 類）といった若い消費者の好みや最新流行を反映する分野での活躍が目立つ。

※意匠の物品分類：意匠物品を用途および機能、形態別に一定の体系によって分類したロカルノ国際分類を基準にしたもので、韓国は 31 の物品類を採用

とりわけ、食品（第 1 類）と文具類（第 19 類）では 2022 年から女性による出願が男性を上回っており、今年上半期にもそれぞれ 63.9%、51.3%の割合を占めるなど同分野を女性がリードしている。

このような傾向は単に品目の好みというレベルを超えて、デジタルプラットフォーム基盤の市場環境変化にも関わる。オンラインショッピングが主な購入ツールとして定着し、SNS やオンラインコミュニティがコミュニケーションやトレンドをリードする主要空間になり、流行に敏感でオンライン空間に慣れている若い女性クリエイターがトレンドを先読み、アイデアを市場に反映しているということである。

さらにインフルエンサーによるマーケティングの拡散が加わり、製作・販売の進入障壁が低くトレンドの変化が速い物品分野で女性クリエイターの活動分野がより広がっている。

特許庁の商標デザイン審査局長は「デザインはトレンド変化が最も早く反映される知財領域だと思う」とし、「女性クリエイターの活発な参加が産業全般の多様性と創意性を広げる契機になっている」と述べた。また、「今後も年齢と性別に関係なく多くの出願人の創意的活動が産業全般の革新につながるよう制度的支援とニーズに応じた政策を強化していく」と話した。

その他一般

5-1 韓国特許庁、「2025 年下半期弁理士実務修習集合教育」の参加者を募集

韓国特許庁（2025.9.9.）

9 月 17 日水曜日から 23 日火曜日まで国際知識財産研修院ホームページにて参加受付

韓国特許庁の国際知識財産研修院は 9 月 17 日水曜日から 23 日火曜日まで「2025 年下半期弁理士実務修習集合教育」の参加者を募集すると発表した。

今回の教育は弁護士資格証の取得者が対象であり、国際知識財産研修院ホームページ（iipti.kipo.go.kr）にて申し込みできる。教育は 11 月 3 日月曜日から 12 月 4 日木曜日まで国際知識財産研修院（大田市儒城（ユソン）区所在）にて行われる。

教育内容は、職業倫理および弁理士法の解釈など基本素養科目、弁理士業務に必要な産業財産権法の事務、産業財産権の出願実務、審判の訴訟類型別の書類作成など実務科目などである。とりわけ、今回の下半期教育では非理系出身の弁護士資格取得者が履修する「科学技術の理解」が選択科目に追加された。

特許庁の国際知識財産研修院長は「国民に実感できる積極的な行政活動の一環として知財分野の最高水準の専門家である弁理士として専門能力を強化させるために体系的な教育コースを運営している」とし、「今後も円滑に教育が行われるよう最善を尽くす」と述べた。

詳細については、特許庁ホームページ（kipo.go.kr）および国際知識財産研修院ホームページ、または、国際知識財産研修院知識財産教育課（電話：042-601-4338）に問い合わせできる。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます）により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム